

東大阪市 第6期 地域福祉計画

概要版

つながり・支え合いの輪を広げていこう！

～ だれもが安心して自分らしく活躍できる地域を目指して～



令和6(2024)年3月

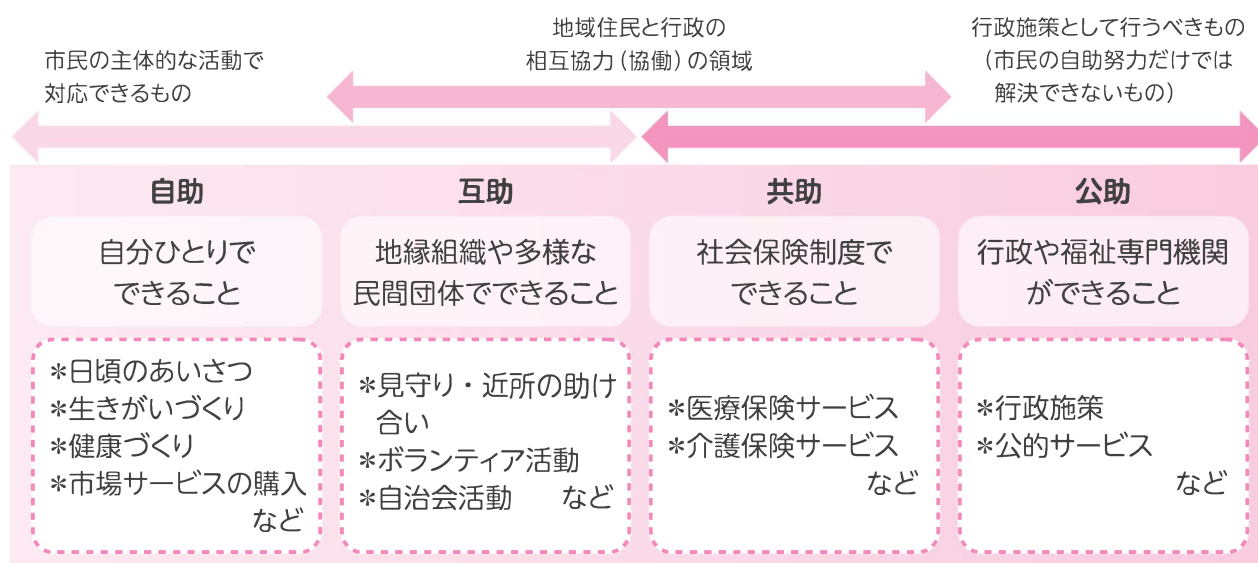
東大阪市

地域福祉とは？

年齢や障害の有無等に関わらず、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができるよう、**地域の人とのつながりを大切にしながら、「支え合い・助け合い」の関係の仕組みをつくっていく**ことです。

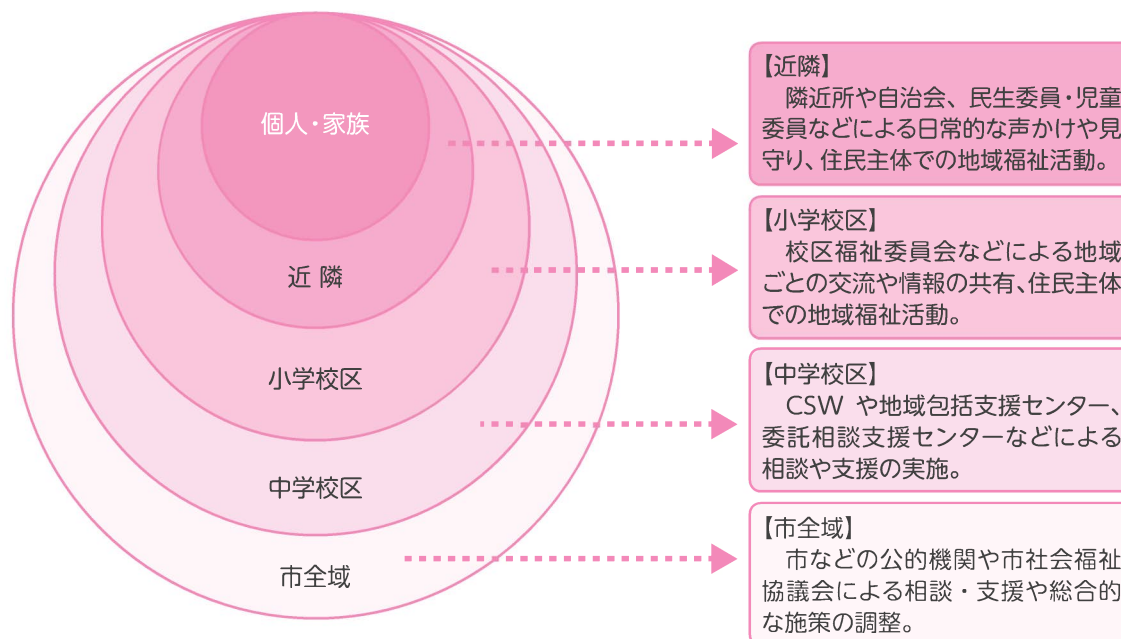


地域福祉を推進していくためには、「行政や福祉専門機関が提供する公的サービスによる支援（公助）」や「医療や介護、年金制度など社会保険制度による支援（共助）」だけでなく、「自分ひとりでできること（自助）」「住民同士が互いに支え合ったり、地域や民間団体が協力しあってできること（互助）」等を組み合わせた地域づくりが大切です。



また、地域福祉を推進していく対象エリアは市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応していくには、一定の範囲内の「圏域」の設定が重要です。

本市では地域において多様化する福祉課題や福祉ニーズに対応していくため、下記の5つの圏域を設定し、相互の役割を確認しながら、地域福祉推進のための取組を重層的に進めていきます。





計画がめざすこと



つながり・支え合いの輪を広げていこう！ ～だれもが安心して自分らしく活躍できる地域を目指して～

地域の中で、年齢、性別、出自、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが安心して暮らすことができ、自分らしく活躍できる地域にするためには、市民、地域団体、事業所、行政など、様々な主体が連携しながら、支え合い、助け合いを進めていくことが大切です。

本計画では、市民・地域・行政が相互に連携し協力しあうことで、誰一人取り残さない安心で暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。

基本目標① 地域を支え・見守る担い手づくりの推進(人づくり)

基本目標② 地域福祉活動の推進と強化(環境づくり)

基本目標③ 支援が必要な人を受け止め、支える体制整備と強化(しくみづくり)

基本目標④ 地域福祉を推進していくための連携・基盤強化(基盤づくり)

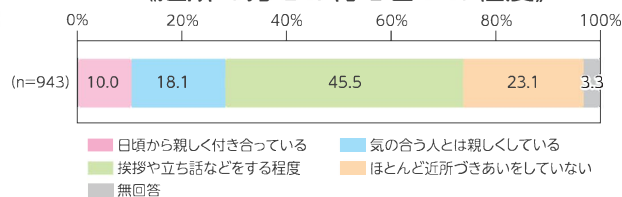
地域福祉を進める上での本市の課題

統計データやアンケート調査、現行計画の進捗状況及び地域懇談会の意見交換から、以下4つの課題を整理しました。

- (1) 市民の“地域”への意識の醸成
- (2) 人と人、人と地域などの“つながり”の強化
- (3) “誰一人取り残さない”包括的・重層的な支援体制の必要性の高まり
- (4) 必要な人に必要な支援が届く仕組みの構築

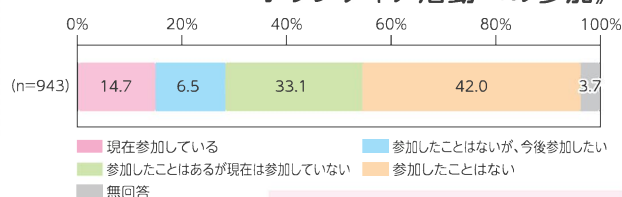
■ アンケート調査結果より抜粋

《近所の方との付き合いの程度》



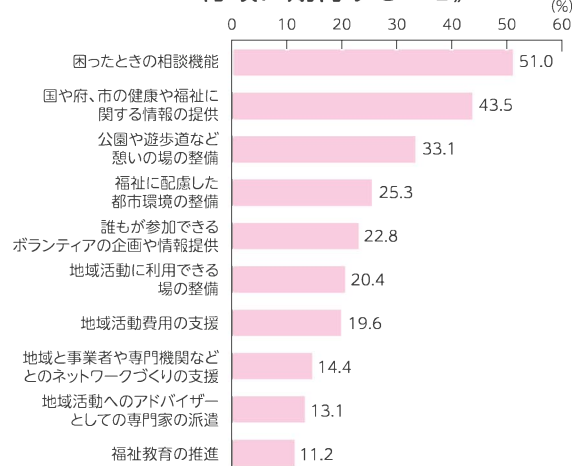
「ほとんど近所づきあいをしていない」人が2割以上

《自治会・町内会活動やボランティア活動への参加》



『参加意向がある』人は2割程度

《地域福祉活動を推進するために行政に期待すること》



「相談機能」や「情報提供」が上位

基本目標① 地域を支え・見守る担い手づくりの推進(人づくり)



(1) 福祉人材の育成

地域福祉活動を進めていくには、活動に関心を持ってもらい、その担い手(人材)になってもらえるような取組を進めることが重要です。講座や研修等を通じて地域資源である人材を掘り起こし、これからの地域福祉を共に作る担い手を育成していきます。



→ 取組事業

(★:重点事業)

福祉人材の育成

- ボランティア養成事業
- 認知症サポーター養成講座★
- 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者養成研修
- シニア地域活動実践塾「悠友塾」
- 手話施策推進事業★

福祉人材の確保

- 介護人材の確保
- 介護人材の定着支援
- 若い世代に対する理解啓発
- 「介護の日」の周知
- 介護現場の生産性向上の促進
- 福祉就職フェア
- 人材確保に向けた取組(保育士確保推進事業)



(2) 福祉教育の充実

近年、福祉に関する意識の低下がみられる中で地域福祉を推進するためには、地域住民一人ひとりの福祉に対する正しい理解と認識が重要です。子どもの頃から、人権意識を高め命を大切にすることを育むとともに、家庭、地域、学校等と連携し障害者や高齢者等の疑似体験や交流等を通じて、心のバリアフリーやノーマライゼーション、多様性を尊重するなど、誰もが福祉課題を「自分事」として考え、思いやり寄り添う心を育むことを目指します。



→ 取組事業

- 小・中・義務教育学校における福祉教育
- 教育機関へ向けた交流体験
- シニア地域活動実践塾「悠友塾」
- 市職員や福祉人材への障害理解促進研修
- こころの健康づくりについての研修

基本目標② 地域福祉活動の推進と強化(環境づくり)



(1) 様々な交流の場づくりの促進

近年、子どもやひとり暮らし高齢者、障害者の「見守り」に関することや、「居場所」について問題となっています。地域の身近なところから人と人や、人と地域がつながり、交流を促すきっかけづくりを進めます。子どもや高齢者、障害者、ひきこもりの人など一人ひとりに応じた形で性別や年齢に関係なく顔を合わせ、親しく付き合うことができる、誰もが気軽に集える居場所づくりを進めていきます。



→ 取組事業

(★:重点事業)

- 社協COWやCSWなどの活動を通じた交流促進
- 食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業
- 学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業
- 高齢者の社会参加促進を軸とした介護予防プロジェクト★
- 障害者スポーツの推進★

(2) 地域活動やボランティア活動の充実・支援

地域活動やボランティア等の活動が果たす役割はますます重要となっていくことから、ボランティア活動への参加を促したり、講座や研修等を通じて地域資源である人材を育成したりする等、ボランティアの機能強化にかかる取組を引き続き進めていきます。また、「大阪しあわせネットワーク」の活動など社会福祉法人の地域貢献活動や商店・企業等とも連携し、活動の内容や場を充実させるとともに、活動内容をPRするなど、関係団体と協働・連携して取り組んでいきます。



→ 取組事業

(★:重点事業)

- ボランティア・市民活動センター基盤整備事業
- ボランティア養成事業
- 災害時支援ボランティアの登録
- 認知症サポーター等養成講座★
- シニア地域活動実践塾「悠友塾」



(3) 防災活動の推進

誰一人取り残さない防災のため、災害に備える意識を高める啓発をおこなうとともに、近隣や地域で助け合うことができる「顔の見える関係づくり」に繋がる実効性のある支援体制の構築に取り組みます。



→ 取組事業

(★:重点事業)

- 避難行動要支援者名簿制度・個別避難計画★
(避難行動要支援者名簿の支援のしくみは最終ページ参照)
- 福祉避難所の確保
- 自主防災組織による地域防災力向上事業★
- 避難スペースの確保
- 災害時支援ボランティアの登録

(4) 防犯活動の推進

安全・安心な地域生活のため、一人ひとりの防犯意識の向上を図り、犯罪を未然に防止する手段を提供します。また、地域ぐるみによる防犯活動を支援します。



→ 取組事業

- 防犯活動業務
- 緊急通報装置レンタル事業
- 高齢者の詐欺被害防止事業
- 子ども安全安心推進事業
- 「こども110番の家」運動推進事業
- 事業所ふくしネットワーク事業



(5) 暮らしやすい生活環境の整備

誰もが地域で安心して生活でき、安全に外出ができるよう、道路・歩道をはじめとして、不特定多数の住民が利用する公共施設や民間施設においても、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。

また、市内において外国籍住民人口が増加している中で、互いに文化を認めあい、すべての人が自分らしく生きていける多文化共生のまちづくりを進めていきます。



→ 取組事業

(★:重点事業)

- 基準適合の遵守やユニバーサルデザインのさらなる導入
- 市内道路における交通安全施設の整備事業
- 放置自転車防止事業
- 違法駐車防止活動
- 誰もが利用しやすい交通手段の検討★
- 福祉有償運送
- 多文化共生情報プラザ事業



(6) 生涯学習の充実

福祉分野を学ぶ場や学習機会の提供など、生涯学習の場を活用し、市民に「福祉」を身近なものとして捉えていただくことで、地域における福祉教育の推進を図ります。



→ 取組事業

(★:重点事業)

福祉教育	● シニア地域活動実践塾「悠友塾」 ● 小・中・義務教育学校における福祉教育 ● ボランティア養成事業 ● 認知症についての理解の促進★
学習の場・ 機会の提供	● 一般介護予防事業 ● 就活ファクトリー東大阪の設置
包摂社会の実 現のための仕 組みづくり	● 子どもの居場所づくり支援事業（東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業） ● 小地域ネットワーク事業

基本目標③ 支援が必要な人を受け止め、支える体制整備と強化(しくみづくり)

(1) きめ細かな相談体制の充実

高齢、障害、子育て、生活困窮、ひきこもりといった単一の課題だけでなく、複合的な生活課題を抱える人や世帯に対応するため、分野ごとの縦割りで終わることなく、各相談支援機関が連携を図り、状況に応じて適切かつ必要な支援につなげます。



→ 取組事業

(★:重点事業)

- CSW配置事業
- 地域包括支援センター事業
- 障害児者の相談機能の充実★
- 生活困窮者自立支援事業
- ひきこもり等相談支援事業★
- 児童虐待防止事業★
- ヤングケアラー支援★
- 療育教室事業★
- 民生委員・児童委員による相談対応
- 人権文化センター隣保事業(総合相談事業)
- 重層的支援体制整備事業★



(2) 生活サポート支援体制の推進

生活困窮の課題を抱える方に対し、各種自立支援事業によって課題を解決し、地域の一員として安心して日常生活を営み、社会参加が可能となる生活を築いていくことができるよう支援していきます。また、様々な要因で就労ができない就労困難者に対する支援強化も図っていきます。



→ 取組事業

(★:重点事業)

- 生活困窮者自立支援事業
- 障害者の就労支援の強化★
- 重度障害者等就労支援事業★
- 東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」における就労支援
- 高齢者の雇用・就労機会の充実
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- 就活ファクトリー東大阪
- 医療的ケア児支援事業★
- 地域就労支援事業



(3) 東大阪市重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援体制などの取組を維持しつつ地域住民が抱える課題の解決のため、関係機関が連携したネットワークによる包括的な支援体制の整備を進め、属性を問わない相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を3つの柱として一体的に行う事業です。

～誰一人取り残さない・ 寄り添い・つなげていく～

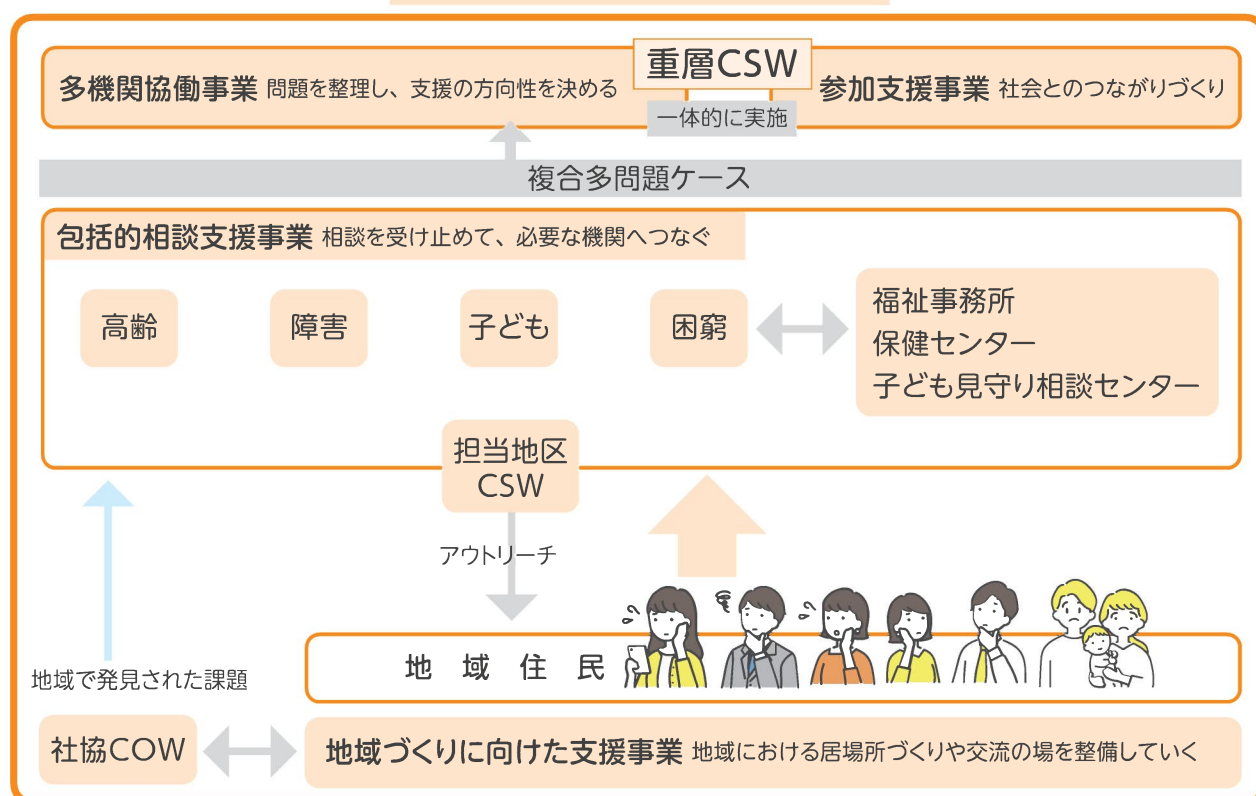
地域住民を取り巻く環境の変化により、個人や世帯が抱える課題の複雑化・複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは十分に対応できないケースも増加しています。このような状況を受けて、本市では、相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、様々な関係機関が連携し、対象者に寄り添った支援を行います。また、支援を行うなかで把握した地域住民が抱えている課題から必要な社会資源を抽出するなど、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていきけるよう関係者が共通認識を持って、事業を適切かつ効果的に実施していきます。

→ 取組事業 (★重点事業)

- 包括的相談支援事業
- 参加支援事業
- 地域づくりに向けた支援事業
- 多機関協働事業



重層的支援体制整備事業 イメージ図



(4) 成年後見制度の利用促進(東大阪市成年後見制度利用促進基本計画)

本市では、すべての人々の自己決定の権利が尊重され、だれもが自分らしく住み慣れた地域で暮らせる社会を目指して、権利擁護の取組を進めています。認知症や障害等のために自身で判断することが難しい場合でも、本人の意思に基づく決定ができ、本人の権利と利益が守られるよう支援するための制度として、成年後見制度の利用を促進していきます。



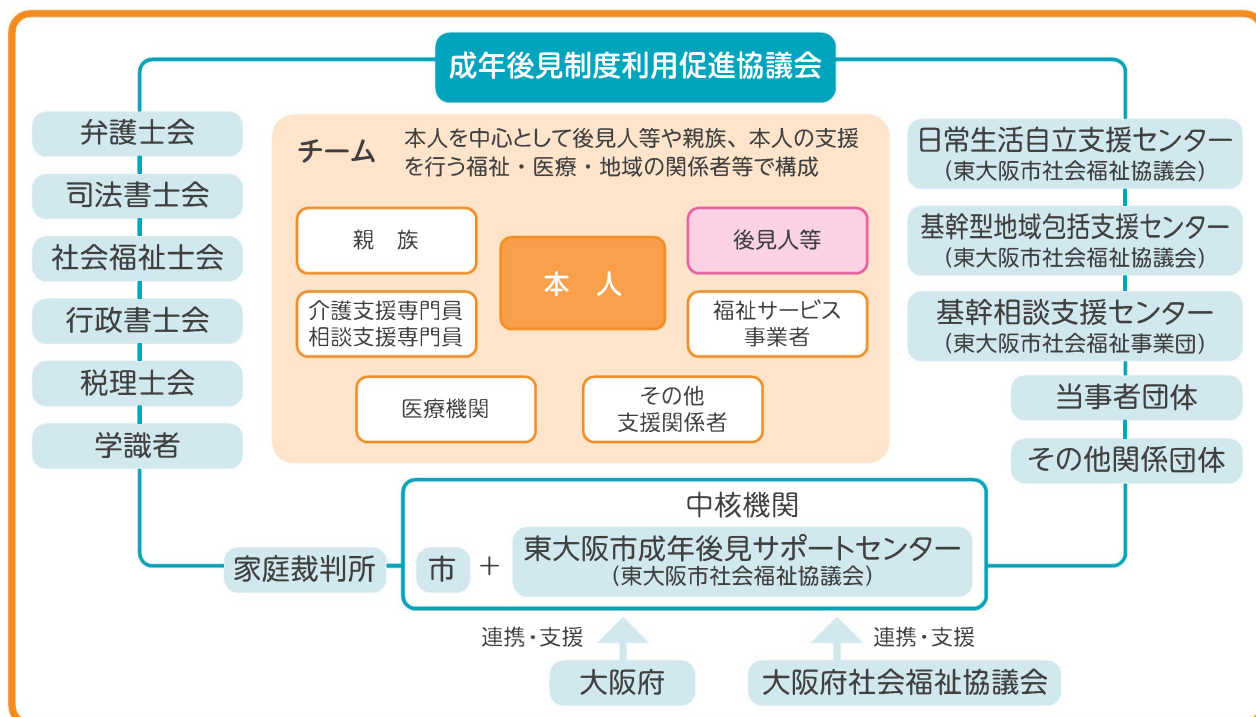
→ 取組事業

(★:重点事業)

- 成年後見制度の広報・周知
- 成年後見制度にかかるチーム支援
- 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの強化
- 市民後見推進事業
- 日常生活自立支援事業
- 親族後見人等への支援
- 成年後見制度の利用促進★
- 法人後見事業

権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

協議会で成年後見制度の運営に関する様々な課題や、本人を中心としたチームで権利擁護を行う際の支援について検討する。



(5) 再犯防止の推進(東大阪市再犯防止推進計画)

犯罪や非行をした人の多くは、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。このような人々の社会復帰を、関係機関が連携して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。



→ 取組事業

- 再犯防止・更生保護活動の広報及び啓発活動
- 再犯防止推進に係る連携協定に基づく取組の推進
- 更生保護関係団体等との連携及び活動の支援
- 生活困窮者自立支援事業



基本目標④ 地域福祉を推進していくための連携・基盤強化(基盤づくり)

(1) 情報提供・発信の充実

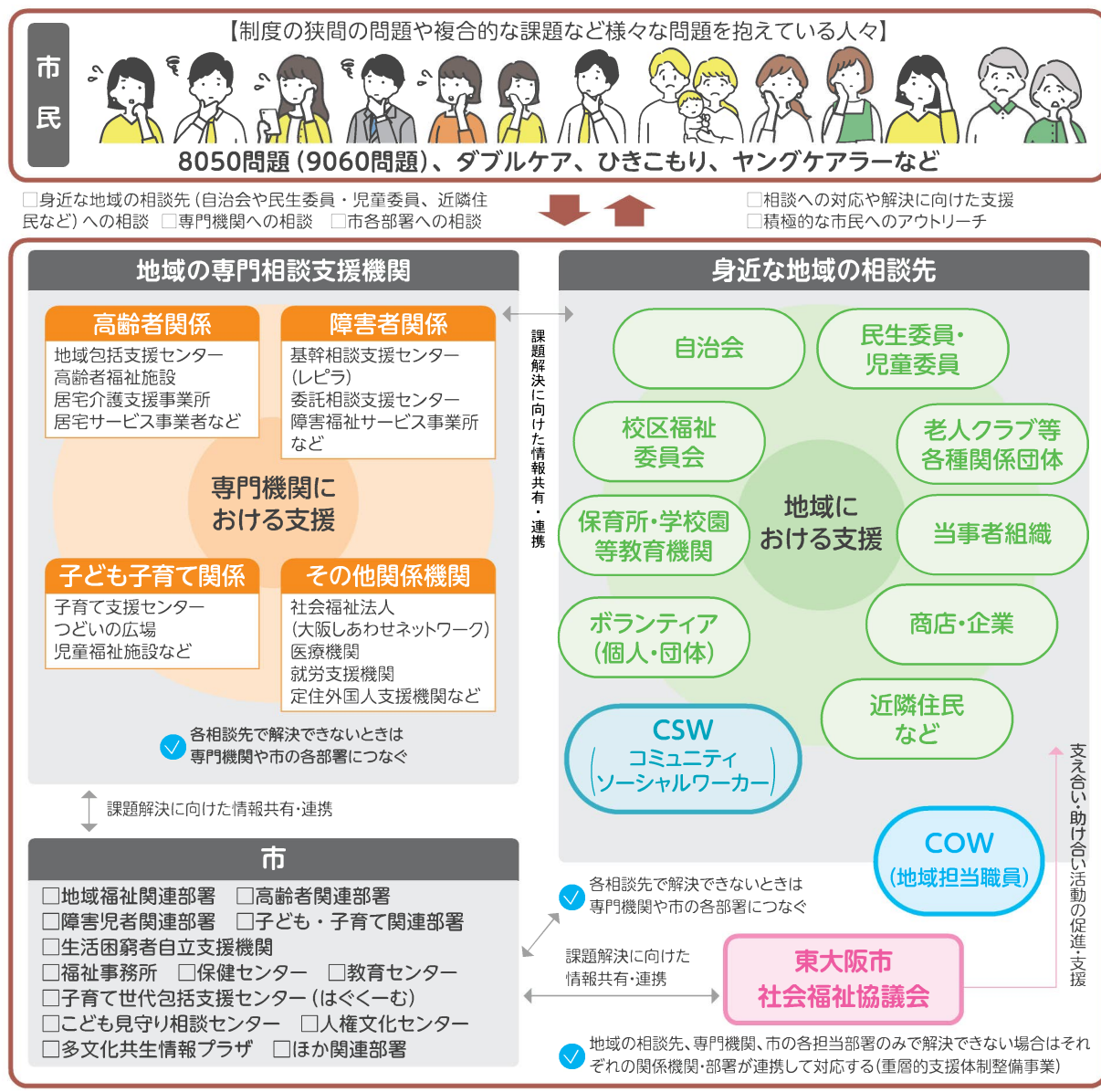
年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが一人ひとりの状況に応じた必要な情報を、いつでもどこからでも適切な時期に簡単に入手できるよう、それぞれの特性に応じた効果的な情報の発信やバリアフリー化、情報アクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上の取組を進めます。

(2) 幅広い福祉サービスの推進

一人ひとりの状況に合わせた幅広いサービスを提供することにより福祉の向上を図るとともに、支援を必要としている人が必要な支援を適切に利用できるよう、各分野の福祉サービスを充実します。また、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等それぞれの取組は、対象者別の計画で推進し、本計画とこれらの計画との連携を密にし、福祉サービスの推進を図ります。

第6期地域福祉計画における地域福祉ネットワークのイメージ

本市では、制度の狭間の問題や複合的な課題など様々な問題を抱えている人たちへ向けたアプローチとして、地域住民をはじめ、福祉等の専門機関や社会福祉協議会及び行政など多種多様な主体が連携・協働する地域福祉ネットワークを強化することで、市全体で誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指しています。



■ライフステージと地域福祉との関わり

本計画において取り組む事業は多くの分野にまたがっており、ライフステージにおけるあらゆる場面で誰もが関わりをもつ可能性があるものです。※掲載している事業は主な事業となります。



◎ 我が家の防災メモ ◎

災害時には、公助（国や自治体、防災機関による救助・災害支援活動）だけでなく、**自助（自分や家族の命を自らで守ること）**や**共助（地域や近所、身近にいる人同士で助け合う）**を中心に対応していくことが重要です。
災害は思いがけずやってきます。あらかじめ、災害への備えについて準備しておきましょう。

自助 自分や家族の命を自らで守ること

安否・避難確認

- **避難先**を確認しておきましょう

東大阪市では、主に公立の小中学校が第1次避難所になっているよ。
近くの避難所を記入して、避難経路も確認しておこう！
在宅避難や親戚・知人宅への避難も考えましょう。



- **家族の安否確認の方法**や離れ離れになったときの**集合場所**について話し合っておきましょう

家族の安否確認の方法

1. 通常の電話・SNS・メール等
2. **災害用伝言ダイヤル171**
3. **災害用伝言版 Web171**
4. その他（親戚・共通の友人等）

家族の一時集合場所候補

①

②

*災害用伝言ダイヤル171・災害用伝言版 Web171とは

災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言版 Web171は、被災地で通常の電話やメール等で連絡が取れない・取りにくい状況の際に、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声や文字情報で登録・確認することができます。家族・親戚・友人等の間で、どの電話番号にするか前もって決めておきましょう。

その他の事前の準備

- 災害時の **非常持出品** の確認と入替えを行いましょう
- **自宅周囲の危険な場所** について確認しておきましょう
- **家具の転倒や落下を防ぐ** 対策をしておきましょう

非常持出品リストはこちらをチェック！



共助 地域や近所、身近にいる人同士で助け合う

- 自分や家族の安全が確保でき次第、近所や地域の方で助けを求める人がいないか、周りを見渡して確認しましょう。**日頃からそういった方が周りにいないか気に留めておくことも大切です。**
- 「高齢や障害、疾病などの理由により自力で避難することが難しいけど、身の回りに頼れる人がいない」そんなときのために**避難行動要支援者名簿制度**があります。この制度は、災害時の安否確認や避難支援での活用はもちろん、普段からの備えや、地域での防災活動等に役立てるものです。



避難行動要支援者名簿制度の詳細はこちら！

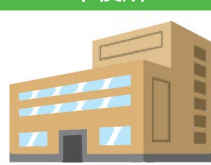


避難行動要支援者



①登録の申請

市役所



②名簿情報の提供

避難支援等関係者



自治会、民生委員、
校区福祉委員会、
市社会福祉協議会 等

③災害時の安否確認、防災訓練の準備等

編集・発行：東大阪市 福祉部 地域福祉課

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1-1 電話：06-4309-3181 FAX：06-4309-3815